封倭と通貢

――一五九四年の寧波開貢問題をめぐって――

中島樂章

はじめに
一　秀吉の朝鮮侵略と日明講和交渉――「封貢」問題を中心に――
二　通貢反對論とその論理
（1）浙江巡按御史彭應參の反封貢論（一五九三年七月）
（2）南京禮部尚書沈一貫の通貢反對論（一五九四年五月）
三　通行許可論とその論理
（1）翰林院庶吉士陳懿典の通貢許可論（一五九三年末～九四年初？）
（2）內閣中書趙士楨の通貢容認論（一五九四年三月七日）
四　內閣大學士張位の對日「往市」案
五　浙江官僚と對日通貢問題――「西北の互市」と「東南の海市」――
おわりに――東アジア「貢市體制」の形成と封貢問題――

はじめに

豊臣秀吉の第一次朝鮮侵略（壬辰倭亂・文祿の役）が始まったのは、一五九二（萬曆二十・文祿元）年四月であった。當初は日本軍が一方的に侵攻を續け、ソウル・平壤を占領した。しかし翌一五九三（萬曆二十一・文祿二）年一月には、明軍が

平壌を奪回し、四月に日本軍はソウルから撤退する。それから三年半近くにわたり、一五九六（萬曆二十四・文祿五）年九月に、秀吉が明朝による册封を拒絶して、第二次侵略（丁酉倭亂・慶長の役）を命じるまで、明朝と豊臣政權との講和交涉が延々と續けられることになる。

こうした日明講和交涉のプロセスについては、朝鮮史の中村榮孝氏[1]をはじめ、日本史の北島萬次氏・佐島顯子氏・中野等氏[2]、琉球史の邊土名朝有氏[3]、中國史の石原道博氏・李光濤氏・岡野昌子氏・鄭樑生氏・Kenneth Swope 氏[4]などが、その複雜多岐な諸側面に檢討を加えている。ただし明朝・朝鮮・日本に殘された膨大な史料を包括的に檢討して、講和交涉の全體像を明らかにすることは、なお困難な課題として殘されている。

本稿では、この講和交涉を、特に明朝の朝廷における、對日講和問題をめぐる論爭に焦點をあてて論じたい。對日講和交涉をめぐる政爭については、すでに小野和子氏のすぐれた研究があり[5]、近年では三木聰氏の詳細な研究によって、講和問題をめぐる政策決定過程はほぼ明らかにされたといってよい[6]。ただし從來の研究においては、總じて講和交涉のプロセス自體と、それをめぐる日本・朝鮮・明朝における政治的動向に考察の重點がおかれていた。これに對し、講和交涉の最大の焦點であった、秀吉を日本國王に册封し、明朝との通貢を許すべきか否かという、いわゆる「封貢」問題が、當時の東アジアにおける外交・貿易秩序のなかでもつ意味については、なお十分に論じられていない。本稿では、明朝における「封貢」問題をめぐる論爭のなかから、代表的な見解を紹介し、特に日本との通貢再開をめぐる議論を、東アジア貿易の全體狀況のなかに位置づけてみたい。

一　秀吉の朝鮮侵略と日明講和交涉——「封貢」問題を中心に——

本節では、まず複雜多岐な講和交涉の經過を、先行研究を參照して概觀しておこう[7]。一五九二年四月、**小西行長**・**宗義智**（そうよしとし）らの率いる日本軍は釜山に上陸した。多數の新式鐵砲を備えた日本軍は急速に侵攻し、五月には首都のソウルが、六月

には平壌が陥落した。ソウル陥落の報をうけた秀吉は、「うへさま（上様）はほんきん（北京）のみやこに御さ所（御座所）をなされ、又、それをもたれ（誰）ぞ御すへなされ、につほんのふなつき（船着き）にんほうふ（寧波府）にきょ所（居所）を御きわめなさるへき……」[8]と、朝鮮・明朝の征服後は天皇を北京に移し、豊臣秀次を中國の關白とし、みずからは寧波を據點として天竺まで征服するという、誇大妄想的な計畫を指示している。

朝鮮の救援要請をうけた明朝では、兵部尚書の**石星**・首輔大學士の**趙志皐**を中心に救援の準備が進められた。八月には兵部右侍郎の**宋應昌**を經略朝鮮に起用して、朝鮮救援を統括させ、十月には遼東軍閥の**李如松**を提督に任命し、救援軍の總指揮官とした。また石星は**沈惟敬**という市井の策士を起用して、日本との交渉を委ね、九月には沈惟敬が平壌におもむき、小西行長と折衝を始めた。ここで行長は沈惟敬に對し、「北虜俺答（アルタン）の事を示さん。渠（かれ）もまた閣下に登庸して來貢すれば、則ち日本の朝貢の路を開くも、また未だ難事ならざらん」と傳えたという。[9]行長は一五七一（隆慶五）年の隆慶和議によって、明朝がアルタンを順義王に册封し、朝貢貿易を許した先例を引いて、日明通貢の再開を求めたのである。小西行長は堺の商家の出身であり、彼と緊密に協力した對馬の宗義智も、傳統的に朝鮮との貿易に深く關與していた。彼らが明朝との通商再開に強い關心をよせたことは當然であろう。この二人に、柳川調信（宗氏の家老）、景轍玄蘇（博多聖福寺の禪僧）らを含めた「小西・對馬グループ」[10]が、以後の講和交渉を主導していくことになる。

しかし翌一五九三年一月、李如松の指揮する明軍は、小西行長らの日本軍を破って平壌を收復した。明軍はさらにソウルに迫ったが、近郊の碧蹄館で擊退され、戰況は膠着化する。四月には暫定的な和議が成立し、日本軍はソウルから撤退し、釜山周邊に駐屯した。日本との休戰協定に際し、宋應昌は朝鮮側に對し、日本が朝鮮から撤退すれば、「方に題本もて旨を請い、關白を封じて日本王となし、寧波より入貢せしむ」と、秀吉を册封し、寧波ルートによる通貢を許すという考えを明言している。[11]おそらくこの時點で、日本側の小西行長・宗義智らと、明側の宋應昌・沈惟敬らのあいだでは、日本軍の完全撤退、および秀吉の册封と通貢許可によって、講和にもちこむというコンセンサスが成立していたのであろう。

明朝中樞の石星や趙志皐も、こうした講和方針を認めていたと思われる。

六月には、秀吉が名護屋で宋應昌の使者と會見し、七か條の講和條件を示した。秀吉の主要な要求は、①明朝の皇女が日本の天皇に降嫁する、②日明貿易を再開する、③朝鮮南部を日本に割讓する、という三點であった。しかし明朝にとって、①・③の要求は問題外であり、まだしも實現の可能性があるのは、②日明貿易の再開だけであった。六月末には日本側の講和使節として、內藤如安（明朝では「小西飛」と稱される）が朝鮮に渡った。宋應昌らは、實現の可能性がない①・③の要求は伏せて、秀吉の册封と通貢の再開によって、講和を實現することを模索してゆく。

しかし九月には、明朝の朝廷において、宋應昌や沈惟敬の講和交涉を批判する上奏があいついだ。これに對し宋應昌は、日本側に通貢再開を提示したのは、日本軍を平壤やソウルから撤退させるための經略であったと辯明している。萬曆帝はこうした論爭をうけて、①日本が朝鮮から完全撤退し、②册封のほかに通貢を求めず、③二度と朝鮮を侵略しない、という三條件を認めれば、秀吉の册封を許すという聖旨を下した。しかし現實には、通貢再開を認めず、秀吉の册封だけで日本との講和を實現するのはとうてい不可能であった。講和交涉がゆきづまり、朝廷での批判にもさらされた宋應昌は、十二月に經略を辭職し、薊遼總督の**顧養謙**が經略を兼ねることになった。

暗礁にのりあげた講和交涉を打開するため、小西行長と沈惟敬は、秀吉が明朝に謝罪して册封と通貢を求めるという內容の、「降表」を僞作するという手段に出た。この「降表」は、翌一五九四年二月に明朝にもたらされた。「降表」の到着により、朝廷では秀吉の「封貢」の是非をめぐる論爭が再燃したが、二月末に開催された廷臣會議（九卿・科道會議）でも、依然として封貢反對論が優勢であった。それに對し三月末には、顧養謙が上奏して、册封だけではなく通貢の許可も檢討することを要請した。彼は日本との「貢市」（朝貢と互市）は、經濟的損失をもたらすモンゴルとの貢市とは異なり、むしろ財政上も有益であると述べ、寧波經由で日本の通貢を許すことを提起したのである。

四月に入ると、顧養謙はかさねて上奏して、册封と通貢の雙方を許して講和を實現することを提言した。しかし四月末

にふたたび開かれた廷臣會議でも、「封貢」反對論が大勢を占めた。五月には福建巡撫や遼東巡撫も上奏して、封貢の許可に反對した。こうした內外からの反對を受けて、五月末には、萬曆帝も秀吉の册封と通貢許可の双方を中止することを命じたのである。顧養謙は責任を取って辭任し、かわって**孫鑛**が經略朝鮮に任じられた。こうして講和交涉は、完全に白紙に戻ってしまった。

ところがそれに先だち、顧養謙は朝鮮に對し、秀吉の册封による講和を求める上奏を行なうことを要求していた。朝鮮側は強く抵抗したが、結局はその要求に從わざるを得ず、九月には朝鮮の使者が北京にいたり、上奏して秀吉の册封を求めた。これを受けて、神宗は內藤如安を北京に召喚して、册封の是非を審議することを命じた。十二月には朝廷で內藤如安の審問が行われ、如安は①日本軍が全面撤退し、②册封のほかに通貢を求めず、③朝鮮をふたたび侵犯しない、という三條件を誓約した。これによって、秀吉を日本國王に册封することが決定され、翌一五九五年正月に、册封正使の李宗城・副使の楊方亨が北京を出發したのである。

一方この年の五月、秀吉は新たに三か條の講和條件を小西行長に託している。この新條件では、明朝皇女の降嫁要求は撤回したものの、①日明通商の再開のほか、②朝鮮の王子に朝鮮南部を附與し、彼が日本において秀吉に近侍することを求めている。つまり直接的な領土割讓のかわりに、一種の傀儡支配を行おうとしたのである。[12] しかしこの新條件にしろ、內藤如安が誓約した三條件とのへだたりはあまりにも大きい。兩者の講和條件が乖離したまま、十一月には册封使がようやく釜山近郊の行長の陣營に入った。

ところが翌一五九六年四月には、正使の李宗城が交涉の行方を悲觀して、逃亡するという事件が起こった。こうした失態に對し、朝廷ではまたもや講和政策を主導した石星や趙志皐に對する糾彈が噴出した。窮地に立たされた石星や趙志皐は、やむなく楊方亨を正使に昇格し、沈惟敬を副使として、十分な成算がないまま册封を遂行せざるをえなかった。そして九月二日には、大坂城において、明使による秀吉の册封が行われた。この日の册封儀禮自體は無事終了したようである。

しかし數日後、日本側の要求がほぼ完全に無視されたことが明らかになると、秀吉は態度を急變させ、講和の破棄と再出兵を命じた。こうして三年あまりにわたった講和交渉は完全に破綻し、豊臣政權は再度の朝鮮侵略（丁酉倭亂・慶長の役）に突入することになる。

二　通貢反對論とその論理

（1）浙江巡按御史彭應參の反封貢論（一五九三年七月）

日明間の講和交渉を通じて、秀吉は領土的野心と日明貿易の再開に執着しつづけた。これに對し明朝の朝廷では、秀吉の册封と通貢再開の可否をめぐって激しい論爭がくりかえされた。兩國のあいだで實際に講和交渉に當たっていたのは、日本側では、小西行長・宗義智・柳川調信・景轍玄蘇らの「小西・對馬グループ」、明朝側では、首輔大學士趙志皐―兵部尚書石星―經略宋應昌（のち顧養謙）―沈惟敬というラインであり、彼らはいずれも、秀吉の「封貢」（册封と通貢）により、講和を實現することを摸索していた。しかし秀吉は最後まで領土的野心を棄てようとせず、一方で明朝では、「關白の封を許すを乞求するより、南北は紛紛として、不可なるを言う者は十に七・八、可を說く者は未だ一・二を見ず」と、秀吉の册封と通貢許可についても、反對論が大勢を占めていた(13)。

明朝における「封貢」問題をめぐる議論は、①册封・通貢の雙方を拒絕する（封貢幷絕）、②册封は認めるが通商は許さない（許封不許貢）、③册封と通貢の雙方を認める（封貢幷許）という三つの立場に大別することができる。そして神宗（實質的には內閣）が命じた方針は、當初は「許封不許貢」であり、一五九四年五月に「封貢幷絕」に轉じたが、十月に結局「許封不許貢」が決定され、册封使を派遣することになる(14)。本節ではまず「封貢幷絕」論のなかから、代表的な上奏を紹介し、その論理を檢討してみたい。

もともと朝廷での議論では、「封貢幷絕」論が優勢であり、特に「科道官」（六科給事中と十三道監察御史）と總稱される、監察系統の若手官僚には強硬な封貢反對論者が多かった。科道官はそもそも當局者の政策を批判することが職掌であるうえに、この時期には皇太子の册立問題をめぐって、神宗に迎合して立太子に消極的であった趙志皐らに對する批判も強まっていた。(15) 科道官たちは、立太子問題と講和問題の雙方で、欺瞞的な對應を續ける政權擔當者を強く糾彈したのである。

しかし科道官などの「封貢」反對論者は、ややもすれば朝鮮における戰況や日本の實情を十分に理解しないまま、傳統的な華夷秩序・朝貢體制の理念にもとづく大義名分論を主張する傾向があった。局外にあってこの論爭を觀察していた、前禮部尚書の于愼行は、皮肉をこめて次のように述べている。

> 日本關白の封貢の議は、一時の臺諫・部司は上疏して力諫し、日々虛牘なし。これを爭うは誠に是なり。然るに皆な情景を揣摩し、事理を汎論し、日本の沿革に至りては、絕えて考究するなし。「祖宗のその封貢を絕ちてより、二百年來あい通ぜず」と謂う者あり、これを覽てために失笑す。……竟に日本の何國にして、關白は何人たるかを知らずして、盈庭の言、皆な喁喁（うわごと）の如し。(16)

于愼行が述べるように、總じて科道官などの通貢反對論には、日本や朝鮮の沿革や現狀を十分に把握しない觀念的な議論が多かったようである。

もっとも日本が遼東に迫っていた一五九二年末の段階では、科道官のなかにも、日本の撤退を條件に、寧波ルートでの通貢を認めるべきだと說く者もあった。(17) しかし一五九四年一月に日本側の軍事的優勢が崩れると、日本の通貢再開を支持する議論はほとんど跡を絕ち、若手の科道官を中心に、趙志皐―石星―宋應昌―沈惟敬のラインが進めつつあった講和交涉への批判が激化していった。ここでは科道官による、多數ではあるが大同小異の封貢反對論のなかから、一五九三年七月の、浙江巡按御史彭應參の上奏をとりあげてみたい。彭應參は河南光山縣の人、一五八〇（萬曆八）年の進士であった。

彼はまず宋應昌・沈惟敬らが、碧蹄館の敗戰によって意氣阻喪し、日本を軍事的に驅逐しようとせず、秀吉の封貢によ

る講和を圖っていると、その弱腰を批判する。そして特に「倭奴の通貢は斷じて宜しく許すべからず」と、秀吉の通貢要求を斷固として拒絶することを主張するのである。彼は日本の通貢がもたらす弊害を、次のように指摘する。

倭奴の通貢は、勢として必ず寧波より入り、紹興・杭嘉等の處は、皆な必ず經ぐる地なり。臣恐るらくは、地方は驚擾し、設備に費を勞さん。萬一便に乘じて肆螫せば、則ち海邊の重地、財賦の奥區は、その荼毒を受くること、當に何如に烈しきかを知らず。これはその害の地方にある者なり。また思うに、天下の財富は、歳入は四百萬に過ぎず。北虜の款貢は、浸淫して今に至り、歳ごとに三百六十萬を費やす。天下の財を罄くして、僅かに虜貢に當つに足る。幸いとする所は、東南に事なきのみ。儻し倭貢の套再び成らば、則ち淮揚・蘇松・兩浙・閩廣の間、在在皆な市を開くべく、皆な當に防禦すべく、功を喜び貨を黷るの夫、また復びその間に簸弄さん。則ち東南の市費は、當に西北に減ぜざるべし。これその害の國家にある者なり。……(18)

彭應參によれば、日本の通貢は次のような二つの大害をもたらすという。①日本の朝貢使節は、寧波から浙江各府を經由して北京に向かう。このため浙江や江南に多大な負擔をもたらし、治安を攪亂する恐れがある。②朝廷の歳入は四百萬兩にすぎないのに、モンゴルとの交易のために、年間三六〇萬兩を支出している。(19) もし日本の通貢を許せば、大運河沿いの淮揚・江南・浙江から、東南沿岸の福建・廣東まで、各地で交易を行うことになり、北邊と同じような財政負擔を招くことになる。

ここで彭應參が通貢反對の論據とした、①東南沿岸における負擔增加と治安惡化、②モンゴル交易に匹敵する財政的負擔という二點は、多くの通貢反對論者の共通認識であった。こうした議論の背景には、隆慶和議の結果、西北邊の防備體制が弛緩し、モンゴルとの交易が膨大な財政支出や財貨の流出を招いているという現狀批判があった。(20)

たとえば一五九四年には、通政司通政呂鳴珂が上奏し、「虜の互市するや、中國の財力は歳ごとに竭き、邊備は日ごとに弛み、旋ち釁しては旋ち犯す。卽ち互市は恃むに足らんや。……それ中國の財力は限りあり。借りに北には虜に啗し、

東は倭に啗して、目前の安を偸まば、財は益ます竭きて、國勢は就ち衰えん」と說いている。北方のモンゴルに加え、東方の日本とも交易を開けば、財政破綻を招くというのである。[21] またこの年には、中書舍人丁元薦も上奏し、「邊事は互市より以來、武備は陵夷し、人心は玩惕せり。……虜は飽(あきた)りて我は飢え、一たび大入すれば、輒ち重賂して去る。……意わざりき、宋應昌はその故智を倭に襲わんとするを」と述べている。彼もまた隆慶和議が邊防の弛緩と、交易による損失を招いているにもかかわらず、宋應昌が日本とも同様の講和を行おうとしていると批判する。そして「封貢なる者は和市の別名なり。已に朘(や)せたる膏血を割きて、饜くなき餓虎に啗さば、中國は益ます虛しからん。……」と、日本に封貢を許せば、實質的に交易を解禁することになり、中國の財富のさらなる流出を招くと說くのである。[22]

しかし實際には、隆慶和議は交易による財政負擔をはるかに上回る、軍事支出の輕減をもたらしたはずである。そもそも日本との通貢は、はたしてモンゴルとの朝貢や互市のような經濟的損失をもたらすのだろうか？

（2）南京禮部尚書沈一貫の通貢反對論（一五九四年五月）

通貢反對論の主要な論據のひとつは、日本との通貢が、東南沿海に深刻な治安惡化を招くという點にあった。こうした危惧がもっとも切實なのは、いうまでもなく通貢の窓口となる寧波地域であった。ここでは寧波出身者による通貢反對論として、沈一貫の上奏を紹介しよう。沈一貫は寧波府城のある鄞縣の人。一五六八（隆慶二）年の進士。一五九四年に內閣に入り、一六〇一（萬曆二十九）年には趙士皐をついで首輔大學士となり、一六〇六（萬曆三十四）年まで政權を握った。[23] ここで紹介する「論倭貢市不可許疏」は、南京禮部尚書であった沈一貫が、一五九四年五月十四日に東閣大學士として內閣に入る直前に執筆されたが、[24] 五月上旬に神宗が冊封と通貢の中止を命じる聖旨を下したために、實際には提出されなかったという。

沈一貫はまず、嘉靖年間に倭寇の猖獗を招いたのも、日本に通貢を許したことに起因すると主張する。

古より倭奴は貢するなし。貢するも亦た數十年に偶ま一たび來るに過ぎず、吾が土の虛實を知らず。所以に禍は少なし。永樂より貢あり、貢すれば輒ち數ば來る。則ち限るに十年一貢をもってするも、また約束に遵わず。或いは數年に一たび來たり、吾が土を涉ること故鄉の如く、吾が人を識ること親舊の如く、吾が寶物諸貨を收むること諸寄を取るが如し。尤も古今の圖籍を嗜み、凡そ山川の險易、甲兵の朽利、人性の剛柔、國紀の張弛、熟知せざるなし。吾が民の頑黠なる者は、その賄を利とし、その債を負い、反ってこれが爲に用いらる。

永樂年間から日本の朝貢船がしばしば寧波に來航し、活潑に貿易や人的交流を行い、中國の內情を熟知してしまった。そして嘉靖年間には、日本人は寧波近海の島嶼を據點として、地元民と結託して密貿易に乘りだし、やがては倭寇勢力の橫行を招いたのだという。沈一貫はこのように貢市こそが倭寇出現の遠因であり、「貢市一たび成らば、臣恐るらくは、數十年後には寧波無からん。寧波無くんば、國家は恝然とするのみを得んや」と強調する。

さらに彼は、日本に通貢を許せば、次のような恐れもあるという。

嚮には吾が民は倭と通じ、倭を勾れて亂をなせり。四十年來、民は倭と絕ち、亂本は始めて拔かる。貢市の成らば、則ち民はまた倭と合せん。寧んぞ獨り倭のみならんや。王直・徐海の流、草莽の戎も且に伏せんとす。危なきかな危なきかな。これに從りて言わば、臣の謂う所の「數十年後には寧波無からん」は、猶お遠くこれを言うがごときなるも、恐らくは數十年の久きを待ただらん。……

この四十年、日本との通商を斷絕した結果、沿海の治安も回復した。しかしひとたび貢市が復活すれば、ふたたび王直・徐海のような勢力が跋扈するというのである。そして彼は、「關白の貢市を求むに、何ぞ朝鮮においてせず、寧波においてするや。朝鮮には欲すべき無く、寧波には欲すべき有ればなり」と、寧波ルートでの通商こそが秀吉の主要な目的であると指摘する。そして「關白その欲するを得ば、則ち寧波はその欲するを失わん。一寧波は何ぞ惜しむに足らん。端だこれの社稷に移ぶを恐るのみ」と、もし秀吉の要求をのんで寧波への通貢を許せば、寧波だけではなく國家全體に危害が及

ぶと說くのである。(25)

沈一貫の議論は地域主義的な傾向が強く、寧波の鄉紳などの意見を代辯したものといえよう。もし寧波ルートによる日明貿易が再開されれば、寧波地域はその利益を享受できたはずである。しかし寧波の鄉紳や有力者層にとっては、貿易利潤への期待以上に、倭寇的勢力の再發への危惧のほうが大きかった。一五二三（嘉靖二）年の寧波爭貢事件から嘉靖大倭寇にいたる、四十年間におよぶ倭寇的勢力の猖獗の記憶はなお生々しく、それ以前の平和的な通商や文化交流の記憶さえ、倭寇活動への序奏のようにみなされてしまうほどであった。さらに倭寇との密貿易による利益は、福建の海商や、王直や徐海などの徽州商人くずれの手に歸してしまい、寧波の鄉紳や商人は、倭寇の被害を直接こうむる一方で、密貿易の利益は十分に享受できなかった。「貢市一たび成らば、數十年後には寧波無からん」という沈一貫のいささか大仰な危機感は、こうした地域的利害の端的な表明といえよう。

三　通行許可論とその論理

（1）翰林院庶吉士陳懿典の通貢許可論（一五九三年末～九四年初？）

秀吉の「封貢」問題をめぐる論爭では、もともと反對論が壓倒的に優勢であり、特に册封と通貢の雙方を認めるべきだとする「封貢幷許」論はまったくの少數派であった。しかも一五九六年に講和交涉が完全に破綻した後は、封貢反對こそが正論であったという評價が完全に定着したため、文集や奏議集に收める議論も、ほとんどが封貢反對論で占められている。しかし現存する史料のなかにも、ごく稀ではあるが、日本の通貢再開を認めるべきだとする議論が殘されている。管見のかぎり、もっとも明晰に通貢容認を主張している議論が、ここで紹介する陳懿典の「馭倭議」である。陳懿典は、浙江嘉興府秀水縣の人、一五九二（萬曆二十）年の進士。翰林院庶吉士・編修を歷任したが、やがて故鄉に歸り著述に專念

した。[26]「馭倭議」は、彼が翰林院庶吉士であった一五九三年末ごろの執筆と考えられる。[27]

陳懿典はまず、夷狄を統御するには禽獣と同じように、適切に馭すれば馴らすことができると説く。「倭を馭するもまたかくの若きのみ」というわけである。ところが朝廷内外の議論は、もっぱら封貢反對論一色であった。陳懿典は彼らの主張を次のように要約している。

貢すれば則ち市賞を開き、大いに帑藏の金錢を費やし、また中國に一款虜を增さん。何をもってか支えん。貢すれば則ち必ず寧波の故道に循い、淮揚より會通に入り、內地の虛實を窺見せん。儻し猝起せば、何をもってか禦がん。貢すれば則ち必ず海禁は弛み、奸民大猾は、物を闌出して交通勾引せん。苟も宋素卿・王直の輩あらば、何をもってか防範せん。これ貢の可ならざるなり。

つまり日本との通貢を許せば、①モンゴルとの朝貢や互市と同じように多大の經濟的損失をもたらし、②寧波から大運河沿線にいたる朝貢ルートの治安悪化を招き、③海禁が弛緩し、かつての宋素卿・王直のような密貿易者や海賊が現れかねない、というのである。

しかし陳懿典に言わせれば、「誠にその要領を得れば、卽ち貢もまた許すべく、……誠にその要領を得ざれば、則ち封も且つ害あり」、つまりポイントさえ押さえれば、册封はもとより通貢も問題なく、ポイントを外せば、通貢どころか册封も有害なのである。そして彼は、上記のような通貢批判論に對して次のように反論する。

虜は邊を環りて九あり、市賞もまた邊を環りて九あり。倭は卽し市を與うるも、一市舶を修復するに過ぎず。況や虜は吾が錐を利とするに、倭は金に饒かにして、貪る所の漢物は繪絮なり。何ぞ大費ならんや。寧波の道は、祖宗の朝に累ねてこれを行い、卽ち琉球の諸使も、豈に他途に由り出でんや。苟し叵測を慮らば、虜の邊に貢市する例の如く、宴賞はみな海上に從らば、これを行うも患なからん。海禁は密なりと雖も、然るに海舶は何ぞ嘗て往來せざらん。吾の虐政をもってこれを驅迫せざれば、誰か敢えて妻子を棄て墳墓を離る者あらんや。卽し一二の法を扞せる盜魁あ

らば、一(ひとり)の巡徼の吏が嚴訊するのみ。

彼の主張は次のとおり。①モンゴルは長城に沿った九邊鎭の外側にひろく居住し、貢市も九邊鎭の各地で行わざるを得ない。これに對して日本との通貢は、寧波市舶司を一箇所だけ復活すれば濟む。②物資に乏しいモンゴルは、無用の馬を持ってきては中國の財貨を持ち去ってゆく。これに對し、日本は金銀に富んでおり、それによって中國の生糸や織物を買ってゆくのだから、日本との貿易は中國にとっても損失にはならない。③明初から、日本の朝貢は寧波から北京にいたるルートで行われたし、琉球使節も（杭州―北京間は）このルートを利用している。もし朝貢使節の通過にともなう治安惡化を恐れるならば、北京ではなく海際で使節を接待して歸すという手もある。④さらに現實には、日本に朝貢を許すまでもなく、今でも多くの商船が海禁を破って日本に渡航している。苛酷な政治がなければ密航者は減るはずであり、それでも法を犯す者は巡察官が嚴しく取り締まればよい。

多くの通貢反對論者が、モンゴルとの朝貢や互市と、日本との海上貿易を同一の文脈でとらえて、經濟的損失・貿易ルートの治安惡化・密貿易の擴大などのデメリットを強調したのに對し、陳懿典は日本との海上貿易は中國側にも大きな利益をもたらすこと、そして現實に、多數の華人海商が海禁を無視して日本に渡航していることを明快に指摘している。また彼は別の文章においても、「款市より以來、中國の鏹(かね)、歲ごとに虜中に費やすは幾百萬、これを積むこと二十餘年にして、二千萬を下らず。この二千萬は、往きて返らざること、尾閭に歸するが如く、また內地に流注せず」[28]と述べており、毎年數百萬兩の銀が北邊貿易によりモンゴルに流出して戻らないことを強調する。實際にはモンゴルとの貿易や北邊の軍費のため國庫から支出された銀は、大部分が中國商品や軍需品の購入に充てられ、中國內地に還流していた。とはいえ東南沿海から流入した膨大な海外銀の相當量が、租稅として國家に吸收され、その大部分が北邊に投入されるという全體構造が存在したことは確かなのである。[29]

（2）内閣中書趙士楨の通貢容認論（一五九四年三月七日）

一五九四年二月、沈惟敬が秀吉の「降表」をもたらすと、石星や顧養謙はそれによって秀吉の册封を進めようとした。しかし二月二十七日に開かれた九卿・科道會議でも、封貢政策への贊成は得られず、[30] その後は科道官を中心に、封貢反對論が激化してゆく。こうした狀況下で、三月七日には内閣中書の趙士楨が上奏し、獨自の議論を展開した。

趙士楨は浙江溫州府樂清縣の人。國子監生から鴻臚寺主簿を經て内閣中書に任じられた。彼は進士出身のエリート官僚ではなく、いわば内閣の書記官に過ぎなかったが、溫州出身のためもあって倭寇對策に精しく、朝鮮における軍事情勢にも強い關心をもっていた。[31] 彼は日本式鐵砲に對抗するため、ヨーロッパや西アジアの鐵砲技術を紹介した『神器譜』（一六〇三［萬曆三十一］年完成）の著者として知られるが、ここで紹介する上奏は、朝鮮救援策に關する彼の議論をまとめて刊行した、『東事剩言』（一五九四年七月序刊）に收められている。[32]

この上奏の前半は、主として軍事戰略に關する提言であり、日本の侵攻を防ぐには、南方では海戰で、北方では騎兵よりも歩兵を中心に、火器を活用して攻擊すべきだと說く。そして後半では、まず封貢政策を進めようとする石星や宋應昌を、「戸居餘息（いけるしかばね）にして、方寸（こころ）は久しく亂れ、與に語るに必せず」と非難しており、ここだけ讀めば、彼も強硬な封貢反對論者のように見える。[33] しかし彼は續いて、次のように議論を展開してゆく。

北虜は近塞に住牧し、朝に發せば夕べには至るべし。年限をもって限り難く、數をもって數え難し。雲屯鳥集して來たり、隼啄獸攫して去る。尫羸垂斃（やせおとろえ）たる馬をもって、我が金繒と易う。その他の隱禍は論ぜざるも、卽ち開市の一事は、また中國の財を消耗するに足らん。倭の若きは則ち然らず。航海して來たり、風の便ならば二十餘日、便ならざれば月餘。或いは限るに五年をもってし、或いは限るに三年をもってし、或いは定めるに十船をもってし、或いは五船をもってすれば、則ち年限と人數は、我はこれを制すを得、彼もまた過增するを得ず。

長城線におけるモンゴルとの交易は、統制することが難しく、不等價交易によって中國の財貨が北方に流出してゆく。しかし日本との海上交易では、容易に年限や人數を制限し、統制を加えることができるというのである。

そして趙士楨は、經略顧養謙に命じて、積極的に日本を征討するという策もあるが、もし秀吉の册封を許すのであれば、朝鮮侵略という「犬羊の常に悖り理を亂せる事」はひとまず許し、通貢を認めてもよいと主張する。

> 貢を受くるの後、能く邊海の備を修め、虜に款して戰を忘るの故轍を蹈むことなくば、數十年の無事を保つべし。その入貢するには、能くその敢えて恣睢睥睨し、人民を凌虐することを禁ずべし。その去るや、能くこれを約束し、横行剽掠して瀕海の患となるを致さざらしめ、更に北虜の增賞要挾の弊を踏まざれ。

彼は隆慶和議が北邊防衞の弛緩と財政負擔を招いたことを教訓とし、沿海の防備を固め、朝貢使節を嚴格に監督すれば、日本に通貢を許してもよいと說くのである。

二月二十七日の九卿科道會議以降、朝廷では秀吉の册封と通貢再開に反對する上奏があいついでいた。趙士楨の上奏は、石星の講和政策は強く批判しながら、實質的には、顧養謙が進めようとしていた封貢政策を援護する內容となっている。この上奏は、無名の內閣書記官の提言として、「兵部知道せよ」という一片の聖旨で片づけられ、朝廷で眞劍に檢討された形跡はない。しかし三月二十四日には、顧養謙が上奏し、「倭の貢市には、賞賚は幾ばくもなくして、我は厚くその利を收め、虜の貢とは異なれり」と、日本との通貢はモンゴルとは異なり、むしろ明朝にとっても利益があると述べ、日本に寧波ルートでの通貢を認めることを提案した[34]。さらに四月六日にも、顧養謙はふたたび上奏し、日本が朝鮮から完全撤退することを條件に、秀吉を册封して通貢を許すことを提議したのである[35]。

顧養謙の上奏をうけて、四月二十八日には九卿・科道會議が開かれた。しかしこの會議でも封貢反對論が大勢を占め、五月に入ると福建巡撫の許孚遠・遼東巡撫の韓取善も上奏して秀吉の册封に反對した[36]。內外からの反對論をうけて、顧養謙や石星も、册封政策を斷念せざるを得なかった。そして神宗も、「這の封貢は、都て罷め着せよ」と、册封・通貢の雙

方を中止することを命じ、[37]講和問題はまったくの白紙に戻ってしまったのである。

四　内閣大學士張位の對日「往市」案

五月上旬に神宗が封貢政策の中止を命じてまもなく、五月十四日には通貢反對論者の沈一貫が内閣に入った。また七月には、顧養謙が封貢政策の失敗の責任をとって經略を辭任し、通貢反對派であった孫鑛が、新たに經略に任じられた。[38]こうして趙志皐と石星を中心とする講和推進派は、打つ手を失ってしまった。しかし一方で、封貢反對論者にも、事態を打開する具體的な方策があるわけではなかった。この時點で、秀吉はなお皇女の降嫁・朝鮮南部の割讓・日明貿易の再開を要求しており、明朝では册封も通貢も認めないというのだから、講和交涉は完全に暗礁にのりあげてしまった。

一五九四年九月、次輔大學士の張位は、日本への「往市」というアイディアによって事態の打開を圖ろうとした。張位は一五六八（隆慶二）年の進士、一五九一年に内閣に入り、しだいに老齡の趙志皐にかわって内閣を主導するようになった。[39]彼の封貢問題に對するスタンスは必ずしも明確ではないが、元來は石星や顧養謙とともに封貢を認める立場にあったようである。[40]しかし九月上旬、張位は神宗に「揭帖」を提出し、通貢再開にかわる事態の打開策として、華人海商に日本への「往市」を許すことを提案したのである。[41]

張位はまず、「倭の封を求むるは、何ぞ豈に空名を圖らんや。終には貢を求めんが爲なり。その貢を求むるは何に因るや。豈に眞に中國を犯さんとするや。中國の貨物を利として、有無あい易えんとするに過ぎざるなり」と、日本が册封を求める眞意は、中國を侵犯することではなく、中國との通貢を實現することにあると指摘する。そして彼は、次のような「往市」案を、最善の策として提案するのである。

前に倭志の載す所を見るに、かの地には金銀を產するも、金銀を用いず。少く所の者は、中國の絲綿・器用の諸物なるのみ。今閩・越の商船は海に販するも、未だ嘗て禁絕せず。皆な私に行くのみ。國家の明らかに開市を與うに非

ざるや。何ぞ小西飛（内藤如安）の未だ到らず、倭情未だ定まらざるの時によりて、これと約して「汝人の來貢するは爲すべからず。我が船の往市して、兼ねて貢を受くべし」と曰わざるや。

日本では金銀が豊富で、中國産品への需要は高い。かつ福建や浙江の商船は、現實にはさかんに日本に密航して貿易を行っているのである。

こうした現狀認識に立って、張位は日本の通貢を認めず、かわりに中國の海商が日本に「往市」することを許すべきだと提案する。

閩・浙の海上において、商人の身家ある者を擇びて、その船隻を定め、その人數を定め、その貨物の等を定め、その去來の期を定め、禁貨を私帶するを許さず、非人を私携するを許さず。時に臨みて司道・郡縣は親しく簡驗をなし、開洋を面看す。回轉するに至るに及びては、舊に仍りて細查し、嚴しく禁令を爲り、犯す者は重治せよ。或いは一の佐貳の文職を遣わし、舡を押りて同行せしめ、倭に貢表・方物あらば、卽ち回船をして帶歸せしめ、次年に賞を給す。但だに財を費やす慮れなきのみならず、船の還る每に、量りて稅金を徵し、もって海上の軍餉に資さば、また一利なり。(42)

浙江・福建の有力な商人を選び、船數・乘組員數・貨物・往來の期限を定め、出港・歸港時には嚴しく檢查する。場合によっては、日本から歸航する商船に、日本の表文や朝貢品を持ち歸らせ、日本に渡航する商船に回賜品を屆けさせてもよい。さらに商船から關稅を徵收すれば、沿海の軍費も調達できるというのである。

周知のように、一五六〇年代末（隆慶初年）には、福建漳州府海澄縣から、民間商船が東南アジアに渡航することが解禁された。こうした商船には乘員・貨物・渡航地・出入港の時期などを登記した「文引」を發給し、歸港時には關稅を徵收して福建の軍費に充當した。(43)張位の提案は、こうした民間商船の「往市」を、東南アジアだけではなく日本にも認めるということを意味する。ただし東南アジア諸國は、明朝に朝貢船を派遣することもできたのに對し、日本については、中

國商船の「往市」だけを認め、あるいは中國商船の貿易に附隨して朝貢を行なうことも想定している。

張位の對日「往市」案では、一五六〇年代末から始まった福建―東南アジア間の民間貿易を、日本にも擴大することを求めている。日本銀と中國商品との貿易は、當時のアジア海域において最大の利益をもたらすカントリー・トレードであった。一五七〇年代からは、ポルトガルがマカオ―長崎間の中繼貿易によって、膨大な利益を收めたが、實際には福建や浙江の海商も、しばしば日本渡航の禁令を犯して九州に來航していた。張位は日本の通貢は禁じながらも、こうした華人海商による日本貿易を公認することを提言したのである。

張位の提言を受けて、九月九日に神宗は兵部に對し「往市」案の檢討を命じた。しかし石星はこれに對し、「貢を許さず、但だ往市を許すは、これ權宜の策なり。ただ貢と市は原と一體なり。封貢を既に罷め、獨り往市を許すは、また東南の省直の利害に若何やを知らず」と、本來「貢」と「市」は一體であり、「往市」案は東南諸省にいかなる影響を及ぼすか豫測しがたいと、否定的な答申を行った。たしかに朝貢貿易體制のもとでは、「貢と市は一體」、つまり朝貢使節に隨行する商人だけに交易を認めるというのが原則であった。現實には、十六世紀末の廣東や福建では、「貢市一體」の原則は空洞化しつつあったのだが、やはり朝廷が公然と「貢市一體」の原則を放棄することには抵抗が大きかったのである。

さらに九月十五日には兵科給事中の吳文梓が上奏して、張位の「往市」案を批判した。

> 嘉靖の閒、先には交市をもって寇を延き、後には罷市をもって久しく安んず。利害は較然たり。乃ち今これを驅りて異域に市せしむれば、良民は決して去くを肯んぜず、奸民はこれを利として、因りて勾引して亂を召かん。汪直の覆轍は鑒るべし。夷より華に貢すれば、その尊は我にあるも、言者はなお中國の禍たるを恐る。若し往市せしむれば、これは中國を擧げて外夷に奉じ、國體の存する所以に非ざるなり。(44)

日本への「往市」を許せば、王直のような倭寇勢力の再來を招きかねず、さらには華夷秩序にも反するというのである。彼にとって、對日貿易による利益は視野の外にあった。

結果としては、張位の「往市」案は立ち消えとなった。九月十二日、朝鮮國王の使者が上奏して秀吉の册封を求めたことを機に、神宗はふたたび册封政策の檢討を命じ、最終的には十二月二十日に朝廷で内藤如安の審問が行われ、日本軍が全面撤退し、册封のほかに通貢を求めず、朝鮮を二度と侵略しないことを條件に、秀吉の册封が決定されたのである。

五　浙江官僚と對日通貢問題――「西北の互市」と「東南の海市」――

日明講和交涉の過程で、日本の通貢再開は、一九五四年五月に神宗が封貢政策の中止を命じてから、二度と浮上することはなかった。同年九月の張位による對日「往市」案も、結局は立ち消えになった。明朝が隆慶和議においてモンゴルとの交易を公認したにもかかわらず、日本との交易を否定し續けた背景には、一五六〇年代に東南沿海の海防が強化され、倭寇活動がかなり沈靜化していたことがある。多くの論者は對日貿易の再開によって、寢た子を起こすことを恐れたのである。しかしそれだけではなく、モンゴルと日本に對する政策決定の違いには、當時の朝廷における具體的な政治狀況、特に政策擔當者たちの地域的・黨派的利害にも目を向ける必要がある。

小野和子氏が論じるように、張居正と協力してモンゴルとの隆慶和議を主導したのは、宣大總督王崇古・吏部侍郎張四維などの、山西商人の家に生まれた官僚たちであった。隆慶和議によってモンゴルとの國境貿易が開始されると、國家財政から膨大な銀がモンゴル貿易のため支出されたが、その大部分は中國商品の購入に充てられて内地に還流したので、長城線に沿って大きな交易市場が出現することになった。山西商人はこの國境貿易によって、多大な利益を得たのである。(45)

これに對し一五九〇年代に、秀吉の册封と通貢再開による對日講和政策を主導した官僚には、浙江出身者が多かった。秀吉の朝鮮侵略が始まると、朝廷では兵部尚書石星・首輔大學士趙志皐を中心に救援の準備が進められ、朝鮮では經略宋應昌が救援作戰を統括し、參謀（贊畫）の劉黃裳・袁黃がそれを補佐し、沈惟敬が實際の對日交涉に當たることになった。そして彼らのうち、石星は北直隸大名府の、劉黃裳は河南光州の出身であったが、そのほかは趙志皐が金華府蘭溪縣、宋

應昌が杭州府仁和縣、袁黃が嘉興府嘉善縣[46]、沈惟敬が嘉興府平湖縣と、いずれも浙江の出身だったのである。そして周知のように、明朝の朝鮮救援軍自體も、李如松の率いる遼東將兵（北兵）と、倭寇對策に習熟した浙江將兵（南兵）から構成されていた。大型火器を備えた浙江將兵は、一五九三年一月の平壤の奪回においても、もっとも功績が大きかった[47]。

そして碧蹄館の戰いの後は、「（宋）應昌はこれに由りて氣を奪い、（石）星と封貢の議を定め、（沈）惟敬をして陰かに行長と許さしめ、大學士の趙志皐は內において主る[48]」と、朝廷の趙志皐・石星と、朝鮮の宋應昌・沈惟敬が連携して、日本側の小西行長とも氣脈を通じながら、講和交涉を進めていくことになる。のち一五九六年四月、册封正使李宗城の逃亡が發覺すると、朝廷では趙志皐と石星が進めてきた講和政策に對する批判が噴出する[49]。たとえば同年五月には、監察御史周孔敎が上奏し、「東事の始め、志皐は宗社の大計を顧みず、私交に曲昵し、同鄕の宋應星を引きて、幾んど乃公の事を敗らんとす。……宋應星は、通國みな用うべからずと曰うも、志皐は獨り用うべきと曰う。東倭は通國みな封ずべからずと曰うも、志皐は獨り封ずべきと曰う[50]」と、かつて趙士皐が同鄕の宋應星を經略に起用し、秀吉の册封を主導してきたことを糾彈している[51]。

ただし山西官僚がおおむね一致して隆慶和議を推進したのとは異なり、浙江出身の官僚たちの立場はより複雜であった。特に一五九四年五月、石星と顧養謙による封貢政策が挫折した時點で內閣に入った沈一貫は、前述のように寧波出身者としての立場から、日本の通貢再開に強く反對していた。また同年七月に顧養謙にかわって經略となった孫鑛も、寧波に隣接する紹興府餘姚縣の出身であり、彼もまた沈一貫とともに寧波ルートでの通貢再開に強く反對していた[52]。さらに一五九六年五月には、嘉興出身の岳元聲が上奏して石星の册封政策を激しく糾彈し、趙志皐の怒りを買って革職され[53]、その直後の九卿・科道會議でも、やはり嘉興出身の沈思孝が、册封政策批判の急先鋒に立って、趙志皐・石星の罷免を要求している[54]。沈思孝・岳元聲は、もともと次輔大學士の張位と近い關係にあり、趙志皐に對しては批判的であった[55]。彼らの趙志皐・石星の彈劾には、こうした政治的立場が關わっていたと考えられる。

このように浙江出身の官僚といっても、出身地域によって、あるいは政治的黨派や人脈によって、封貢問題に對するスタンスは一様ではなかった。ただし少なくとも、趙志皐や宋應昌をはじめとする浙江出身者が、政權中樞と朝鮮において、對日講和交涉を主導していたことは確かである。隆慶和議になぞらえれば、趙志皐は張居正に、宋應昌は宣大總督王崇古に相當する。しかし趙志皐は、張居正にくらべれば明らかに非力であり、朝廷における封貢反對論を抑えこむことができなかった。もちろん反對論の論據には、日本の侵略性・暴力性に對する警戒感がある。しかしそれだけではなく、多くの論者は、對日貿易の再開は、東南沿海の秩序を攪亂するだけではなく、モンゴルとの國境貿易と同樣に、不等價交易による財政負擔の增加をもたらすという固定觀念を脫することができなかったように思われる。

このように北邊での國境貿易と、東南沿海での海上貿易を同一視する通念を、きわめて明快に批判した議論として、小野和子氏も紹介する、張瀚『松窗夢語』の「商賈紀」を擧げることができる(56)。張瀚は宋應昌と同鄕の杭州府仁和縣の人。祖父はもと酒造業から絹織物業に轉じ、一臺の織機から事業を擴大して巨富を築いたという。一五三五（嘉靖十四）年に進士となり、陝西巡撫・兩廣總督などを經て吏部尙書にいたり、日明講和交涉のさなかの一五九五年に沒した(57)。

張瀚によれば、「西北の互市」と「東南の海市」は、國家財政や民間經濟に對する利害がまったく異なる。彼はまず「西北の互市」について、「ただ售るに金帛をもってし、この金は一たび去れば返らずして虜に之く。中國の衣る所の帛をもって、無用の駑駘に易るや、敵わざること明らかなり」と述べ、それが中國の財貨とモンゴルの無用な馬との不等價交換であることを強調する。そのために、「今や國家は司農の帑藏を竭くすこと歲ごとに百餘萬、なお苛求を免れず」と、戶部の太倉庫からは毎年百萬兩以上の銀が支出され、その負擔は人民に轉嫁されることになる。

これに對して、「東南の海市」のもつ意味はまったく異なる。

それ東南の諸夷の若きは、我が中國の貨を利とすること、なお中國の彼夷の貨を利とするがごとし。有する所を無き所に易うるは、卽ち中國の交易の意たり。且つ入貢を名と爲さば、則ち中國の體は愈よ尊く、四夷の情は愈よ順う。

卽え往を厚くし來を薄くするとも、費やす所は互市の萬一にも當たらず。況やその心は交易を利とし、頒賜を利とせず。貢は厚く賚は薄きと雖も、彼はまた甘心し、また富を民に藏すべし。

「東南の海市」では、中國と海外諸國が雙方の商品を求めるという互惠的な關係にある。朝貢という形式をとれば中華秩序にもかなうし、さらに民間經濟にも有益なのである。

余以えらく、海市一たび通ずれば、則ち鯨鯢は自ずから息み、必ずや虜情の料り難きが若くならざらん。且つ互市の輸する所は、皆な國家の帑藏にして、卽ち閭閻の脂膏なり。海市の易う所は、皆な民間の財貨にして、國計に妨げなし。互市は損ありて得るなく、海市は利ありて害なし。

海上貿易が行われれば、密貿易や海賊が沈靜化し、むしろ沿海秩序は安定する。さらにモンゴルとの互市が、國家財政に多大な負擔を與えているのに對し、東南の海上貿易は民間ベースで行われ、國家財政を害することはない。利害關係はきわめて明白なのである。

西北部の陝西・山西、東南部の福建・廣東などの高官を歷任した張瀚は、科道官などの多分に觀念的な正論とは異なり、「西北の互市」と「東南の海市」の經濟的效果の違いを十分に理解していた。さらに杭州の織物業者の家に生まれた張瀚は、海外貿易がいかに中國產品の市場を擴大し、東南中國の經濟を活性化するかも熟知していたであろう。萬曆初年、張居正政權下で內閣や六部の要職を山西系官僚が占めるなかで、張瀚は吏部尙書の要職にあった。「東南の海市」のメリットを強調する張瀚の議論は、當時の朝廷において、浙江官僚を代表していた彼の政治的立場とも無關係ではない。なお彼のいう「東南の海市」とは、具體的には福建・廣東での海上貿易を指すと思われ、必ずしも對日貿易の再開を提言しているわけではない。[58] とはいえ「西北の互市」と「東南の海市」を明快に對比する彼の議論の基調は、その後の陳懿典や趙士禎の論調にも通底している。彼らがいずれも浙江の出身者であったことは、偶然ではないであろう。

もし日本の通貢再開が實現したとすれば、浙江や江南の商人は最大の受益者となったはずである。十六世紀後半には、

福建商人は漳州から東南アジアへ渡航し、廣東商人は廣州やマカオでの互市によって、海外貿易の利益を享受していた。これに對し、寧波からの海上貿易ルートが閉ざされた江浙商人は、彼らの後塵を拝さざるを得なかった。江浙商人にとって、日明貿易の再開に對する期待が高かったことは想像に難くない。ただし現時點では、對日講和交渉を主導した浙江官僚が、隆慶和議における山西官僚と山西商人のように、江浙商人と直接的な關係をもっていたことを示す史料は確認できない。また寧波や紹興など、浙東沿海部出身の高官が、寧波ルートによる對日貿易の再開に、むしろ否定的な立場をとったのは前述のとおりである。しかし生糸や絹の一大產地である浙西デルタの商人にとって、對日貿易の再開は莫大な利益をもたらしたに違いなく、對日講和を主導した浙江官僚が、彼らと何らかの結びつきをもっていた可能性は想定できるだろう。

おわりに——東アジア「貢市體制」の形成と封貢問題——

本稿では日明講和交渉における通貢再開問題を、明朝の海禁・朝貢システムが動搖し、北方邊境と東南沿海の雙方で、朝貢・互市・往市など、多様な形態の交易ルートが成長する、東アジア交易秩序の變動という全體狀況のなかで再檢討してきた。「朝貢」と「海禁」（陸上では「邊禁」）がセットになった明朝の海禁・朝貢システムは、國境を超えた人的移動を制限し、中國周緣地域の不安定化を防ぐという治安上の意義とともに、對外貿易を國家が獨占的に掌握するという經濟上の意義ももっていた[59]。朝貢貿易の基軸は、むろん朝貢國による貢納と明朝皇帝による回賜にあったが、實際に貿易品の大部分を占めたのは、むしろ朝貢使節やそれに隨行する商人が持ちこんだ附載商品の交易であった。こうした附載商品は、明朝政府が無償で徵收（抽分）、あるいは優先的に購入したあとで、民間商人との「互市」が許された[60]。このように「朝貢なくして互市なし」、つまり「貢・市一體」が、明朝の對外貿易の大原則であった。

しかし實際には、「貢・市一體」の原則は、十五世紀末ごろからしだいに弛緩してくる。廣東ではなしくずし的に朝貢

船以外の貿易船も受け入れるようになり、一五三〇年代には、こうした貿易船が入港すれば、貨物の一部を「抽分」したうえで、民間商人との「互市」を許すことも行なわれるようになった[61]。ただしこうした便宜的處置は、北京を遠く離れた廣東では可能であったが、北京に近い長城地帯や、南京や江南に近い浙江では困難であった。このため「互市」が許されない北邊や東南沿海の諸勢力は、密貿易に活路を見いだすことになる。十六世紀中葉の西北邊境では、アルタンが明朝との馬市を要求するとともに軍事侵攻を繰り返し、同時期の東南沿海では、朱紈による密貿易の強硬な彈壓が、かえって華人と日本人の密貿易者や海賊が一體化した、「倭寇」の猖獗を招いた[62]。いわゆる「北虜南倭」である。

こうした狀況のもとで、明朝もようやく海禁・朝貢システムの非現實性を認識せざるを得なくなる。一五六〇年代末には、民間商船が福建から東南アジア各地へ「往市」することが公認され、一五七一年にはアルタンに朝貢貿易を認め、かつ長城線に沿って互市場を開き交易を行うことになった。こうして一五七〇年代以降、明初以來の朝貢貿易體制は、東アジア交易秩序の變動のなかで再編成され、現實の交易秩序に對應した貿易ルートが新たに開かれることになった。すなわち、①廣東での東南アジアとの「互市」、②マカオでのポルトガルとの「互市」、②福建から東南アジア（特にスペイン領フィリピン）への「往市」、③西北邊境でのモンゴルとの「互市」という、いわば「四つの口」である[63]。

このように明初以來の朝貢／海禁體制にかわり、十六世紀後半に形成された新たな東アジアの貿易秩序を、「貢市體制」と稱することができるだろう[64]。「貢市」とは、「貢」（朝貢貿易）と、「市」（互市および往市）との總稱である。この「貢市體制」は、かつての朝貢／海禁體制のような固定的で閉ざされたシステムではなく、現實の貿易秩序の變動に對應して、朝貢・互市・往市などの貿易手法が適宜採用される、流動的・過渡期的な性格を持っていた。こうした十六世紀末以降の「貢市體制」の概要を整理したのが次表である。

この表からは、明朝の周邊諸國が、朝貢・互市・往市のいずれか一つ、あるいは二つ、さらには安南やシャムのように三つのすべてによって、明朝との貿易關係を認められていたことがわかる。唯一の例外として、日本だけがその暴力性・

◆16世紀後半、東・東南アジアの貢市體制

	周邊國	朝貢貿易＜窓口＞	互市・往市
西北	モンゴル	順義王＜大同＞	長城線の９互市場(1571-)
	女眞	女眞首長＜遼東＞	遼東の馬市・互市(15世紀-)
	朝鮮	朝鮮國王＜遼東＞	
	西域諸國	各國王＜甘肅・陝西＞	
東南	東南アジア	安南＜廣西＞・ シャム＜廣州市舶司＞	廣州灣附近の互市(1556-) 漳州からの往市(1576-)
	琉球	琉球國王＜福州市舶司＞	
	ポルトガル	(國家貿易交渉失敗)	澳門での互市(1564-)
	スペイン	(國家貿易なし)	マニラへの往市(1571-)
	日本	日本國王＜寧波市舶司＞ →1548年以降斷絶	(ポルトガルの長崎－澳門貿易) (福建－九州の密貿易)

侵略性への警戒から、いかなる貿易ルートも認められず、「貢市體制」から完全に排除されていたのである。日本銀と生糸などの中國商品との貿易は、當時のアジア間貿易のなかでも、もっとも大きな利益をもたらすものであった。しかし日本は東アジア「貢市體制」から排除されていたため、日明貿易の利益は、十六世紀中葉までは倭寇的勢力による密貿易に、一五七〇年代以降はポルトガルによるマカオ—長崎間の中繼貿易の手中に歸すことになった。

豊臣政權は朝鮮侵略の以前から、日明貿易を再開してそれを掌握することを強く意圖しており、日明講和交渉においても、領土的要求とならんで、日明貿易の再開を求め續けた。さらに實際の講和交渉に當たった「小西・對馬グループ」は、堺や博多の商人の利害を背景として、しばしば秀吉の意志を無視してまでも、通貢再開による講和を實現しようとした。小西行長は日本軍が壓倒的に優勢であった一五九二年末の段階で、すでにモンゴルのアルタンが、隆慶和議により朝貢と互市を許された前例にならって、日明貿易を再開することを求めており、その後も一貫して通貢の再開を模索しつづけている(65)。

「小西・對馬グループ」による東アジア交易觀を示す興味深い記事として、一五九四年十一月一日、小西行長は朝鮮側の使者に對し、

次のように語っている。

南蠻・琉球はみな外夷にして、貢を奉じ大明に臣と稱す。日本は獨り棄國にして、未だその列に參(あずか)らず。前にはこの意をもって朝鮮に請い、大明に達せんことを欲するも、朝鮮は牢として許すを肯んぜず、已むを得ずして擧兵して出來せり。天兵の出ずるに至るに及びて、沈惟敬の講和の言を聞き、退きてここに在り。……貴國、若しこの意をもって天朝に傳達し、特に天使を遣わし、封爵を賜うを許さば、則ち志願は畢(おわ)り、卽(ただ)ちに當に撤歸すべし。(66)

東南アジア諸國や琉球は、みな明朝に朝貢して貿易を許されているのに、日本だけが疎外されている。もし朝鮮の仲介により、秀吉の册封と通貢が實現し、日本が「貢市體制」に復歸することができれば、ただちに朝鮮から撤退するというのである。ここで行長は、アジア諸國のなかで唯一「貢市體制」から排除された「棄國」である日本が、そこに復歸することを端的に求めている。「小西―對馬グループ」は秀吉自身の眞意とは離れて、日本の貢市體制への復歸による講和の實現をめざして交涉を進めようとした。そして明朝の講和擔當者も、こうした意圖を共有していたと考えられる。しかし彼らは、領土的野心に固執する秀吉と、強硬に日本の通貢に反對する明朝の官僚たちを說得することができなかった。兩國が十分な意思の疎通を缺いたまま、見切り發車の形で册封使の派遣が進められ、最終的には講和交涉の完全な決裂という最惡の結末を迎えることになったのである。

十六世紀前半から、東南沿岸には大量の海外銀が流入し、そのかなりの部分が租稅として國庫に吸收され、北邊の軍事費として投入された結果、東南沿海と北方邊境の雙方に交易ブームが出現し、東南部の倭寇集團や、長城外の「板升」集落のような華夷雜居的な諸勢力が成長してゆく。(67) 一五七〇年前後の、福建からの海外貿易解禁と隆慶和議は、もっぱら密貿易と略奪によって擔われていた南北の交易ブームを、明朝が一定の交易ルートを公認することにより、秩序化する意義を持っていた。そして長城線でのモンゴル交易は、北邊の秩序安定の代償として、明朝の財政負擔によって維持されることになる。ところがその一方、福建や廣東の海外貿易から得られる關稅收入は、地方的財源に充てられるにとどまり、中

央政府がそれを國庫に吸收しようとすることはなかった。大部分の明朝官僚にとって、東南海域とはあくまで農業帝國の周縁部にすぎず、彼らの政治的關心は、海上貿易から積極的に利潤を抽出することよりも、もっぱら華夷雜居的な海上勢力が東南沿海の秩序を不安定化することを、いかに防ぐかに向けられていた(68)。

もし明朝が、廣東での「互市」や福建からの「往市」につづいて、寧波における日本との交易を再開したとすれば、ポルトガルが壟斷していた利益を、明朝と日本の雙方が享受できたに違いない。現實にポルトガル人は、それが現實化することを深く憂慮していた。一五九五年末、フランシスコ會士のジェロニモ・デ・ジェズスは、次のように報告している。「長くて複雜な朝鮮での戰爭が終り、今度結ばれる筈の講和についてまちまちのことが傳えられているが、私は確かなことを知らない。或る人は中國と日本が貿易をするようになるだろうと言うが、もしそうなればマカオのポルトガル人は大損害を受けるだろう」(69)。しかし、翌九六年九月の交涉決裂により、その可能性はついえた。一五九七年二月、イエズス會士のロレンソ・ペレスは、安堵をこめて次のように書いている。「中國との交涉は失敗に終わって、日本人が期待していた中國との貿易も開かれなかったし、フィリピンとの交涉もうまくいかなかったから、ポルトガル人との貿易關係が今までどおり保たれ、從って我々への態度も變わるまいと思われる」(70)。日本の貢市體制への復歸が失敗し、秀吉が第二次侵略の泥沼に足を踏みこんだことで、日明貿易の主導權は從來どおりポルトガル人の手に握られることになったのである。

註

（1）中村榮孝「對外戰爭における豊臣秀吉の目的」（初出一九五九年、『日鮮關係史の研究』中、吉川弘文館、一九六九年所收）、「豊臣秀吉の外征――文祿・慶長の役――」（前掲『日鮮關係史の研究』中）。

（2）北島萬次「日明講和の和議折衝」（初出一九八八年、『豊臣政權の對外認識と朝鮮侵略』校倉書房、一九九〇年）、同『豊臣秀吉の朝鮮侵略』（吉川弘文館、一九九五年）、佐島顯子「壬辰倭亂講和の破綻をめぐって」（『年報朝鮮學』四號、一九九四年）、中野等『秀吉の軍令と大陸侵攻』（吉川弘文館、二〇〇六年）。このほか戰前の代表的研究として、德富猪一郎『近世日本國民史』朝鮮役、上・中・下卷（民友社、一九二一～二二年）がある。

（3）邊土名朝有「明の冊封體制と文祿・慶長の役」（『琉球の朝貢貿易』校倉書房、一九九八年）。

（4）石原道博『文祿・慶長の役』（塙書房、一九六三年）、李光濤『萬曆二十三年封日本國王豐臣秀吉考』（中央研究院歷史語言研究所、一九六七年）、岡野昌子「秀吉の朝鮮侵略と日本」（『中山八郎教授頌壽記念明淸史論叢』遼原書店、一九七七年）、鄭樑生『明・日關係史の研究』（雄山閣、一九八一年）、Kenneth Swope, "Deceit, Disguise, and Dependance: China, Japan and the Future of the Tributary System, 1592-1596," *The International History Review*, 24-4, 2002.

（5）小野和子「明日和平交涉をめぐる政爭」（初出一九九〇年、『明季黨社考――東林黨と復社――』同朋舍出版、一九九六年所收）。以下、小野「政爭」と略稱する。

（6）三木聰「萬曆封倭考（その一）――萬曆二十二年五月の「封貢」中止をめぐって――」（『北海道大學文學研究科紀要』一〇九號、二〇〇三年）、「萬曆封倭考（その二）――萬曆二十四年五月の九卿・科道會議をめぐって――」（『北海道大學文學研究科紀要』一一三號、二〇〇四年）。以下それぞれ、三木「その一」、三木「その二」と略稱する。なお三木氏には關連する論考として、「福建巡撫許孚遠の謀略――豐臣秀吉の「征明」をめぐって――」（『人文科學研究』四號、一九九六年）、「九卿・科道會議は何處で開かれたのか――萬曆封倭考補遺――」（『史朋』三七號、二〇〇四年）もある。

（7）以下、朝鮮侵略と日明講和交涉の經過については、特に注記しない限り、主として中村前掲「豐臣秀吉の外征」、北島前掲「豐臣秀吉の朝鮮侵略」、三木「その一」・「その二」、および『神宗實錄』・談遷『國榷』の關係記事に基づいてまとめた。

（8）「組屋文書」。紙屋敦之『大君外交と東アジア』（吉川弘文館、一九九七年）二五七頁。

（9）『宣祖實錄』卷三〇、萬曆二十年九月乙丑條。

（10）「小西・對馬グループ」という呼稱は、北島前掲「日明講和の和議折衝」において、行長・義智・玄蘇などの和議推進派を、「對馬グループ」と稱することを踏まえている。

（11）『宣祖實錄』卷三七、萬曆二十一年四月乙酉條。

（12）『江雲隨筆』所收、「大明朝鮮與日本和平之條目」。佐島前掲「壬辰倭亂講和の破綻をめぐって」二七～三〇頁、中野前掲『秀吉の軍令と大陸侵攻』二七八～二八〇頁參照。

（13）『神宗實錄』卷二九七、萬曆二十四年五月己巳條。

（14）封貢問題に對する神宗の對應について、詳しくは三木「その一」四四～五〇頁を參照。

（15）小野前掲『明季黨社考』一六六～一七六頁、曺永祿（渡昌弘譯）『明代政治史研究――科道官の言官的機能――』（汲古書院、二〇〇三年）二五一～二五四頁。

（16）于愼行『穀山筆塵』卷一一、籌邊。

（17）『萬曆疏鈔』卷四三、東倭類、徐桓「征倭當急搗巢非計詳審以收勝算疏」（萬曆二十年十二月）。ここで徐桓は、「宜以捷宣示四夷、差遊擊沈惟敬、齎帖往平壤、宣諭倭將。

彼必警服求貢之後、與之約曰、十年一貢、有常期、如期則可。貢道由寧波、有常地、如地則可。倘倭畏威而修貢如常、則一紙書、賢於十萬師遠矣」と、沈惟敬を平壌に派遣して日本軍に宣諭させ、日本が通貢を求めれば、十年ごとに寧波經由で通貢することを認め、それを條件に朝鮮から撤退させることを提言している。

(18) 『神宗實錄』卷二六二、萬曆二十一年七月辛酉條。

(19) この數値は明らかに過大である。小野和子氏によれば、一五七五（萬曆三）年における明朝政府のモンゴルからの馬匹買い上げ總額は二十三萬兩であり、これを上回る民間ベースの「私市」があったと考えられる。小野氏は兩者を合計すれば、當時の國家財政の銀兩部分（四三〇萬兩）の五～十パーセントにあたると推定している（前掲「張居正と山西商人」六九～七〇頁）。その後に貿易量の増大があったとしても、むろん三六〇萬兩には達しない。ただし十六世紀の第四四半期に、太倉銀庫から北邊の經常軍費として支出される京運年例銀は、毎年三百～四百萬兩にのぼっており（岸本美緒「明末の田土市場に關する一考察」初出一九九〇年、『清代中國の物價と經濟變動』研文出版、一九九七年所收、二三二頁）、彭應參のいう年間三六〇萬兩の支出とは、これを意識したものであろう。

(20) 小野「政爭」一〇八～一一六頁。

(21) 『萬曆疏鈔』卷四三、東倭類、呂鳴珂「特伸盈廷公議以佐攘倭疏」。

(22) 『萬曆疏鈔』卷一、聖治類、丁元薦「國事日非隱憂可懼乞圖更化以光中興疏」。

(23) 『明史』卷二一八、列傳一〇六、沈一貫傳。沈一貫について詳しくは、城井隆志「萬曆三十年代における沈一貫の政治と黨爭」（『史淵』一二二輯、一九八五年）、小野前掲『明季黨社考』三〇二～三一一頁を參照。

(24) 『神宗實錄』卷二七三、萬曆二十二年五月辛卯條。

(25) 沈一貫『敬事草』卷一、「論倭貢市不可許疏」。

(26) 萬曆『秀水縣志』卷五、名臣。

(27) 陳懿典『陳學士先生初集』卷二八、「馭倭議」。正確な執筆時期は不明だが、文中には、石星らが秀吉の上表が屆くのを待って册封を行おうとしているという記述がある。したがって「馭倭議」が執筆されたのは、秀吉の「上表」が朝廷に屆くに先立つ、一五九三年末～九四年初頭の執筆と考えられる。

(28) 陳懿典『陳學士先生初集』卷二八、「客問開鑛利害對」。岸本前掲「明末の田土市場に關する一考察」二二九頁參照。

(29) 岸本前掲論文、同『東アジアの「近世」』（山川出版社、一九九八年）。

(30) 詳しくは三木「その一」五五～六二頁參照。『神宗實錄』や『國榷』には、この會議に關する記事はないが、註(21)前掲の呂鳴珂「特伸盈廷公議以佐攘倭疏」には、「二月二十七日、兵部尚書石星約九卿會議演象所」とある。なお三木「その一」五六～五七頁では、『國榷』の三月六日條に「朝議多斥封貢」とあることから、この日に九卿科道會議が開かれたと推定するが、この「朝議」は一般的に

「朝廷での議論」を指すのではないか。

（31）杜婉言「趙士楨及其《神器譜》初探」（『中國史研究』一九八五年四期）。

（32）趙士楨『東事剩言』疏草、情形防禦、「爲恭陳倭奴今昔情形南北防禦機宜款貢可否利害以定衆志以裨決策事」。『東事剩言』一卷（東洋文庫藏、萬曆二十二年序刊本）は、冒頭に「東事剩言序」（四明高華撰、萬曆二十二年七月一日）を掲げ、ついで問答體で日本對策について論じた「東事剩言」、および「情形防禦」と「兵食」に關する二篇の上奏文を收める。

（33）『神器譜』（萬曆三十一年刊本）の黃建衷撰「序」にも、「東事起、朝議日沸、趙中舍常吉（趙士楨）、獨請斬石司馬。數上書言兵事、聲聞天下」とある。

（34）『神宗實錄』卷二七一、萬曆二十二年三月壬寅條。

（35）『神宗實錄』卷二七二、萬曆二十二年四月甲寅條。

（36）許孚遠『敬和堂集』撫閩稿、「請計處倭酋疏」。『神宗實錄』卷二七三、萬曆二十二年五月甲申條。

（37）『宣祖實錄』卷五六、萬曆二十二年十月甲寅條。三木「その一」八七～九〇頁參照。

（38）『神宗實錄』卷二七五、萬曆二十二年七月庚辰條。

（39）小野前揭『明季黨社考』一九七～一九九頁。

（40）葉向高『蒼霞續草』卷八「明國子監祭酒兌陽劉公偕配楊孺人合葬神道碑」には、「東事興、樞府聽奸人言、欲與倭媾。閣臣豫章張公議異」とあり、張位が石星の講和政策に反對していたとする。城井前揭「萬曆二十年代の吏部と黨爭」六八頁參照。しかし他方、『宣祖實錄』卷五二、萬曆二十二年六月甲寅條には、「封貢朝議不一、張閣老・李提督・顧軍門等五六人、及戶・兵部、皆以許封貢爲當」と、張位を石星や顧養謙などとともに封貢推進派として擧げている。三木「その一」七二頁參照。おそらくこの時點では、張位は趙志皐とともに封貢政策を支持していたのであろう。ただし一五九六年の講和決裂の後は、彼は沈一貫と組んで、趙志皐の撤兵論を批判する立場に回っている。

（41）張位がこの「揭帖」を提出した日時は不明であるが、九月九日には神宗がこの「往市」案の檢討を命じているので、九月初頭のことであろう。

（42）『皇明經世文編』卷四〇八、張洪陽文集、揭帖、「論東倭事情揭帖」。

（43）小葉田淳「明代漳泉人の海外通商發展」（初出一九四一年、『金銀貿易史の研究』法政大學出版局、一九七六年）、佐久間重男「明代後期における漳州の海外貿易――蕭基の恤商策について――」（初出一九八五年、『日明關係史の研究』吉川弘文館、一九九二年）。

（44）『神宗實錄』卷二七七、萬曆二十二年九月庚寅條。

（45）小野前揭「張居正と山西商人」七四～一〇一頁。

（46）袁黃（號は了凡）は、陽明學派の思想家、善書の著者として著名であるが、一五九三年一月から三月まで、贊畫主事として朝鮮での對日交涉に當たった。朝鮮における袁黃の活動については、中村榮孝「萬曆朝鮮の役と浙江將兵――柳成龍『唐將書帖』の一文書をめぐって――」（『東方

學會創立二十五周年記念東方學論集』東方學會、一九七二年）、奥崎裕司『中國鄉紳地主の研究』（汲古書院、一九七八年）一六一～一七五頁を參照。なお袁黄の起用は宋應昌の推薦によるものである（『萬曆邸抄』萬曆二十年八月）。また『宣祖實錄』卷三六、萬曆二十一年三月戊寅條には、參贊官沈喜壽の言として、「今此和議、袁主事主之、劉員外贊成云」とあり、袁黄が劉黄裳と協力して和議を主導していたとする。

（47）ただし李如松は直屬の遼東將兵を優遇する傾向があり、浙江將兵や宋應昌などとの關係は必ずしも圓滑でなかった。たとえば『宣祖實錄』卷三六、萬曆二十一年三月壬戌條によれば、李如松は「經略南人、未知一分兵事、全惑於南軍之言。……且劉員外・袁主事、亦與經略同心、主和不主戰」と述べ、宋應昌が浙江將兵や劉黄裳・袁黄とともに講和を圖っていると批判している。

（48）徐乾學『明史列傳』卷八五、石星傳。

（49）三木「その二」一一～一二頁。

（50）『神宗實錄』卷二九七、萬曆二十四年五月丁卯條。三木「その二」一四頁參照。趙士皐が石星とともに、衆論に反して宋應昌を起用したことは、當初から批判の的であった。『萬曆邸抄』萬曆二十年九月によれば、まず御史の郭實が宋應昌の不可なること七事を擧げて彼の起用に反對し、極邊の雜職に左遷された。しかし禮部主事諸壽賢も、趙士皐・石星が朝廷の輿論を無視して宋應昌を起用し、郭實を處罰し言官を抑えようとしたと批判した。これに對し趙士皐は、諸壽賢を郭實同樣に處罰することを求めている。

（51）一五九六年に秀吉の册封が完全に失敗すると、石星は罷免されて獄死し、沈惟敬は處刑されるが、趙士皐は責任をすべて石星に轉嫁して首輔に止まった。しかし朝鮮側でも、一五九八年に宣祖が廷臣に對し、「趙閣老萬古姦人也。姦人在閣、天下事可知矣。使石星・沈惟敬果有罪也、斷之毋疑也、而今猶在監」、「趙閣老大姦人也、黨於石星、力主和議」と述べるように、趙士皐が一貫して講和派の中心人物であったとみていた（『宣祖實錄』卷一〇一、萬曆二十六年六月丙子條）。

（52）徐乾學『明史列傳』卷八五、石星傳。

（53）『神宗實錄』卷二九七、萬曆二十四年五月壬申條。岳元聲『潛初子文集』卷一、「急削奸臣早停封事疏」。小野「政爭」一二九～一三一頁、三木「その二」一八～一九頁參照。

（54）三木「その二」三二～三六では、姚士麟『只見編』により、この九卿・科道會議の狀況を如實に敍述している。なお『只見編』ではこの會議の開催日を五月八日とするが、『神宗實錄』によれば、五月十日に兵部が會議結果を報告している。また上述の岳元聲の上奏では、「乞敕九卿・科道、一併會議」と、九卿・科道會議の開催を求めているが、實錄によればこの上奏は五月八日に行われた。實錄の日附に從えば、八日の岳元聲らの要求をうけ、九日か十日に會議が開かれ、十日に結果が報告されたことになる。

（55）城井隆志「萬曆二十年代の吏部と黨爭」（『九州大學東洋史論集』十三號、一九八四年）。

（56）張濬『松窗夢語』巻四、商賈紀。小野前掲「張居正と山西商人」一〇四頁參照。

（57）『明史』巻二二五、列傳一一三、張濬傳。『松窗夢語』巻六、先世紀。

（58）『松窗夢語』は、日明講和交渉が始まった一九五三年に完成している。同書巻三、「東倭紀」には、「華人平秀吉者、……今已下朝鮮、墮兩京、搖八道、走其國王、逃竄於我遼陽邊境。……我高皇因其屢寇、罷宰相胡惟庸、至絕其使、不使通貢市。因知高皇之神聖、爲萬世慮至深遠也已」とある。この記事は日本軍が鴨綠江に迫った一五九二年末に書かれたことがわかるが、この時點では張濬も洪武帝が日本との通交を斷絕したことを評價しているのである。

なお、一五五七（嘉靖三十六）年に、徽州出身の王直が、やはり徽州出身の閩浙總督胡宗憲に投降した際にも、朝廷に歸順するかわりに、日本との互市を公認することを求めている。胡宗憲は當初、首輔大學士嚴嵩とも呼應して、王直の要請を實現しようとしたようであるが、結局は朝廷の強硬な反對論に押されて、王直を處刑せざるを得なかった。當初の對日密貿易を主導していたのは徽州商人であり、ここでも胡宗憲と徽州商人のあいだに何らかの結びつきがあった可能性がある。この場合、胡宗憲はのちの王崇古や宋應昌に、嚴嵩は張居正や趙志皐に相當するわけである。

（59）檀上寬「明初の海禁と朝貢――明朝專制支配の理解に寄せて――」（『明清時代史の基本問題』汲古書院、一九九七年）、「明代海禁概念の成立とその背景――違禁下海から下海通番へ――」（『東洋史研究』六三巻三號、二〇〇四年）。

（60）佐久間重男「明代の外國貿易――貢舶貿易の推移――」（初出一九五一年、前掲『日明關係史の研究』所收）。

（61）岩井茂樹「十六世紀中國における交易秩序の模索――互市の現實とその認識――」（岩井茂樹編『中國近世社會の秩序形成』京都大學人文科學研究所、二〇〇四年）。

（62）十六世紀中期に、東南沿海と北邊で同時並行的に出現した、經濟ブームと邊境社會の流動化については、岩井茂樹「十六・十七世紀の中國邊境社會」（小野和子編『明末清初の社會と文化』京都大學人文科學研究所、一九九六年）を參照。

（63）「四つの口」とは、むろん江戸時代の四つの對外關係の窓口（長崎・對馬・薩摩・松前）を指す用語を借りたものである。荒野泰典『近世日本と東アジア』（東京大學出版會、一九八八年）一六一頁。明末にはこのほかに正規の朝貢ルートがあることは言うまでもない。

（64）このような十六世紀以降の東アジア貿易秩序を、岩井茂樹氏は「互市體制」と稱し（前掲「十六世紀中國における交易秩序の模索」）、上田信氏は「互市システム」と名づける（『海と帝國』講談社、中國の歷史九、二〇〇五年）。ただし筆者は、次の二つの理由から、少なくとも明代後期の段階では、「貢市體制」という呼稱がより妥當ではないかと考える。①十六世紀以降、東南アジア貿易ではたしかに朝貢貿易の比重は低下した。しかしこの時期にも、朝鮮・琉球とはもっぱら朝貢貿易（朝貢に附隨した互市も含む）

が行われ、モンゴルや女眞に對しても朝貢貿易が一定の比重を占めていた。②明代後期には福建から東南アジアへの貿易は、「往市」と稱され、廣東や北方邊境における「互市」と區別されている。また清代においても、朝鮮や琉球の朝貢貿易が安定的に續けられたことはいうまでもない。さらに東南アジア諸國の朝貢貿易も、明末には低調だったものの、特に清代中期の十八世紀後半から十九世紀前半にかけて急擴大し、明初以來最高のピークを迎えている（Anthony Reid, "Flows and Seepages in the Long-term Chinese Interaction with Southeast Asia," in Anthony Reid ed., *Sojourners and Settlers: Histories of Southeast Asia and the Chinese*, University of Hawaii Press, 1996, pp. 48-49）。十六世紀以降、互市が對外貿易の中心となったことは確かなので、その意味で「互市體制（システム）」という用語を使うことは可能であるが、その場合も朝貢貿易（朝貢に附隨する互市も含む）の持つ意義は輕視すべきではないだろう。

(65) なお一五九四年には、宋應昌の參謀である劉黃裳が、明朝が對馬に官員を派遣して、日本の朝貢品を收受・檢査させ、さらに福建・浙江・遼東の海商が對馬において日本との貿易を行うというプランを提案したという（『萬曆疏鈔』卷四三、王德完「目擊東倭釁隙專備禦疏」）。劉黃裳の提案は、日本との交易を寧波ではなく海外で行い、東南地域への惡影響を防ぐことを主眼としているが、その背景には、交涉相手であった「小西・對馬グループ」の意向も介在したのではないか。ただしこのプランは、顧養謙が「若緜對馬島通釜山、獨延寇於朝鮮、且習海道於天津矣」と反對したこともあり（『神宗實錄』卷二七一、萬曆二十二年三月壬寅條）、机上の空論に終わっている。

(66) 『宣祖實錄』卷五七、萬曆二十二年十一月乙亥朔條。

(67) 岩井前掲「十六・十七世紀の中國邊境社會」、岸本美緒「東アジア・東南アジア傳統社會の形成」（岩波講座世界歷史一三、『東アジア・東南アジア傳統社會の形成』岩波書店、一九九八年）。

(68) John E. Wills, Jr., "Maritime China from Wang Chih to Shih Lang," Jonathan D. Spence and John E. Wills, Jr. eds., *From Ming to Ch'ing: Conquest, Region, and Continuity in Seventeenth-Century China*, Yale University Press, 1979, pp. 208-210, 213-215.

(69) Arcadio Schwade「朝鮮の役における日明和平交涉について――主として外國史料による――」（『キリシタン研究』一一、一九六六年）三三四―三三五頁。

(70) Schwade 前掲「朝鮮の役における日明和平交涉について」三三五―三三六頁。

various matters were recorded, including the fact that the outer ring of the fortress was surrounded by stone walls and wooden staves in concentric circles, that in the center were located the principal castle tower, armory and storehouses, that white plastered walls were constructed atop the stone castle walls, that the ship landing and the castle gate were directly connected, and that local Korean residents were involved in securing supplies to support life in the castles.

INVESTING THE KING OF JAPAN AS A VASSAL 封倭 AND RECEIVING TRIBUTE 通貢: THE ISSUE OF OPENING NINGBO TO THE TRIBUTE TRADE IN 1594

NAKAJIMA Gakushô

Toyotomi Hideyoshi began the invasion of Korea in 1592, but as warfare became mired in a stalemate from 1593 through the ninth month of 1596, peace negotiations between Japan and the Ming dynasty dragged on interminably. In this article, I examine the relationship of the arguments within the Ming court over whether a tribute relationship should be opened with Japan and its relationship to changes in the trade order in the East Asia of the time.

In the course of the peace negotiations, Hideyoshi continued to demand the cession of the southern portion of the Korean peninsula and resumption of official trade between Japan and the Ming. In response, the Ming dynasty saw the cessation of Korean territory as out of the question and continued to debate whether to invest Hideyoshi with the title King of Japan and whether to permit the tribute trade. The great majority of the bureaucracy opposed both the investment of Hideyoshi and permission of the tribute trade, and in the fifth month of 1594 the Wanli Emperor first ordered the denial of the investment and tribute trade, but then reversed himself and agreed in the twelfth month to permit the investment alone, but not to recognize the tribute trade.

Those who opposed opening trade with Japan argued that such trade with would invite worsening of the peace and public order on the southeastern coast and bring about financial costs similar to those of the Mongol trade. Furthermore, Grand Secretary 內閣大學士 Shen Yiguan 沈一貫, who was from Ningbo, which was to be the entrepot for the Japanese tribute trade, feared the worsening of public order in Ningbo and opposed the resumption of trade. In contrast, those

who advocated the resumption of trade with Japan were a distinct minority. Among these, Chen Yidian 陳懿典 argued articulately that trade involving Japanese silver and Chinese commercial products would be unlike the Mongol trade and would benefit the Ming dynasty. Moreover, Zhao Shizhen 趙士愼, who was famed as the author of *Shenqi pu* 神器譜, submitted a memorial to the throne advising the toleration of trade with Japan. In addition, Grand Secretary Zhang Wei 張位, while opposing recognition of tribute trade with Japan, proposed a plan that would permit Chinese maritime traders to sail to Japan and conduct trade. However, in the end the argument against trade with Japan was stronger and the trade was not resumed.

The East Asian tribute trade system that had existed since the early Ming deteriorated in the latter half of the 16th century, and in addition to the tribute trade the countries surrounding China carried out mutual trade 互市 in Guangdong and on the northern borders and utilized the trade routes of the Chinese maritime merchants from Fujian to Southeast Asian, thereby forming the *gongshi* 貢市 system that combined aspects of the tribute and private trade. Japan alone was left out of the system due to fears of its aggressive actions. Reflecting the interest of the merchants of Sakai and Hakata, Konishi Yukinaga 小西行長 and Sô Yoshitoshi 宗義智, who were in charge of the Japanese side in the peace negotiations, sought to realize peace by resuming trade between Japan and the Ming. On the other hand, those on the Ming side who groped for a peaceful resolution on the basis of the resumption of the tribute trade were centered around Grand Secretary Zhao Zhigao 趙志皐 and the Military Commissioner 經略 Song Yingchang 宋應昌, who came from Zhejiang, in addition to Chen Yidian and Zhang Han 張瀚, who was also from Zhejiang and argued forcefully that maritime trade on the southeastern coast would be financially beneficial and unlike trade on the northern borders, which had incurred financial burdens. However, in the end the gap between the positions of Hideyoshi, who stubbornly clung to demands for territory, and Ming bureaucrats, who opposed trade with Japan, remained and brought about the breakdown of the peace negotiations.